

○厚生労働省令第二十号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（介護福祉士試験の受験資格）</p> <p>第二十一条 法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>イ 法附則第十一条第二項に規定する喀痰吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）の課程</p> <p>ロ・ト （略）</p> <p>附 則</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する高等学校又は中等教育学校に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法附則第九条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限</p> <p>二 令附則第二条において準用する令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限</p> <p>三 令附則第二条において準用する令第六条及び第七条に規定する権限</p> <p>（法附則第三条第一号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第三条の二 法附則第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなない者とする。</p> <p>（准介護福祉士の登録事項）</p> <p>第三条の三 法附則第四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 登録番号及び登録年月日</p> <p>二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）</p> <p>（準用）</p> <p>第三条の四 第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「准介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、「第十三条第一項」とあるのは「及び法附則第三条の四において準用する第十三条第一項」と、「を添えて」とあるのは「及び法</p>	<p>（介護福祉士試験の受験資格）</p> <p>第二十一条 法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>イ 法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）の課程</p> <p>ロ・ト （略）</p> <p>附 則</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する高等学校又は中等教育学校に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限</p> <p>二 令附則第二項において準用する令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限</p> <p>三 令附則第二項において準用する令第六条及び第七条に規定する権限</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(厚生労働省組織規則の一部改正)
 第三条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

<p>(健康福祉部の所掌事務) 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一六〇 (略) 六十一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく高等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)の監督に関すること。 六十二 八十三 (略) (健康福祉課の所掌事務) 第七百二十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一三二の三 (略) 二二の四 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 二二の五 二六 (略) (健康福祉課の所掌事務) 第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一三五 (略) 二六 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 二七 三十四 (略)</p>	<p>(健康福祉部の所掌事務) 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一六〇 (略) 六十一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第二条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく高等学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)の監督に関すること。 六十二 八十三 (略) (健康福祉課の所掌事務) 第七百二十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一三二の三 (略) 二二の四 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第二条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 二二の五 二六 (略) (健康福祉課の所掌事務) 第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一三五 (略) 二六 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第二条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 二七 三十四 (略)</p>
<p>(福祉人材確保対策官の職務の特例) 2の2 福祉人材確保対策官は、第六十一条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。</p>	<p>(新設) 附則</p>

第四条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

<p>(職員) 第六十三条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター)及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。には、嘱託医、児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める</p>	<p>(職員) 第六十三条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター)及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。には、嘱託医、児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める</p>
---	---

<p>医療行為をいう。以下同じ。を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に並び、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p> <p>2 9 (略)</p>	<p>医療行為をいう。以下同じ。を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に並び、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p> <p>2 9 (略)</p>
---	---

<p>第七條の二 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設(別表第五において「第五号養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。)であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。</p> <p>(1) 四 (略)</p> <p>(5) 法附則第九条第一項各号に規定する高等学校又は中等教育学校(次号ハ(5)において「特例高等学校等」という。)の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に關し五年以上の経験を有する者</p> <p>ヘ ヲ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>第七條の二 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設(別表第五において「第五号養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。)であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。</p> <p>(1) 四 (略)</p> <p>(5) 法附則第二条第一項各号に規定する高等学校又は中等教育学校(次号ハ(5)において「特例高等学校等」という。)の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に關し五年以上の経験を有する者</p> <p>ヘ ヲ (略)</p> <p>二 (略)</p>
---	---

第六條 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

第八條 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p> <p>第五條 (従業者の員数) (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に</p>	<p>改 正 前</p> <p>第五條 (従業者の員数) (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に</p>
---	---

受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十六条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十六条において同じ。）を行う場合

358 (略)

第六条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

358 (略)

(従業者の員数)

第六十六条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

358 (略)

受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十六条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十六条において同じ。）を行う場合

358 (略)

第六条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

358 (略)

(従業者の員数)

第六十六条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

358 (略)

附則
この省令は、令和四年四月一日から施行する。